令和6年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和6年3月6日(水) 開会 午前10時

閉会 午前11時38分

場所 第6委員会室

出席委員 高橋稔裕委員長

安藤友貴副委員長

長峰秀和委員、宇田川幸夫委員、飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、小川真一郎委員、小島信昭委員、木村勇夫委員、石川忠義委員、

江原くみ子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

細野正環境部長、佐藤卓史環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、

鶴見恒環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、桑折恭平エネルギー環境課長、

石曽根祥子大気環境課長、堀口郁子水環境課長、

堀口浩二産業廃棄物指導課長、尾崎範子資源循環推進課長、

星友治みどり自然課長、酒井辰夫環境科学国際センター長、

八戸昭一環境科学国際センター研究企画室長

[農林部関係]

横塚正一農林部長、片桐徹也農林部副部長、竹詰一農林部副部長、

中村真也農業政策課長、中村寛農業ビジネス支援課長、

小川和泰農産物安全課長、渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、

今西典子生産振興課長、永留伸晃森づくり課長、

中崎善匡全国植樹祭推進課長、吉田有紀彦農村整備課長

[県土整備部関係]

高野工河川砂防課副課長、松本和也河川環境課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結 果
第28号	彩の国みどりの基金条例の一	部を改正する条例	原案可決
第47号	県営土地改良事業に要する紹 額について	怪費の関係市町の負担	原案可決
第48号	農道整備事業等に要する経費 について	の関係市町の負担額	原案可決
第55号	令和5年度埼玉県一般会計補 ち環境部関係及び農林部関係	正予算(第7号)のう	原案可決
第62号	令和5年度本多静六博士育英 算(第1号)	事業特別会計補正予	原案可決

2 請願

なし

報告事項 (環境部関係)

埼玉県生物多様性保全戦略(2024~2031年度)の策定について

【付託議案に対する質疑(環境部関係)】

長峰委員

- 1 彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例案の概要について、令和5年2月定例 会の一般質問において、都市部で余る森林環境譲与税を山間部に活用する事例として越 谷市と小鹿野町が協定を締結するという答弁があった。連携希望のある12市町で協議 をしているとのことだったが、進捗状況はどうか。
- 2 森林環境譲与税の配分割合について、国に変更を要望していることは承知しているが、 何か進展はあったのか。また、今後の見込みはどうか。

森づくり課長

- 1 市町村間で連携して都市部の森林環境譲与税を山間部の森林整備に使うマッチングや協定の締結を推進している。令和5年5月に越谷市と小鹿野町の協定が締結され、年度内には横瀬町と伊奈町で協定を結ぶ予定である。現在、10の市町で同様の協定締結に向けた協議が進んでいる。
- 2 現行法律で私有林人工林面積が5割、人口割が3割、林業就業者割が2割と配分割合が決まっているが、私有林人工林面積の割合を5割から55%へ、人口割を3割から25%へ配分を変更することが閣議決定され、各法令の変更に向け国会で審議されている。 法律が成立すれば、来年度4月1日からその割合で配分される。

長峰委員

山間部や都市部ではなくその中間の地域の中で、これまで基金を積み立ててきたが活用 方法が分からないという自治体に対して、しっかりと事例等の発信を行うべきと考えるが、 どのように支援していくのか。

森づくり課長

例えば、大きな建物以外にも、庁舎で使用する机や木製ベンチの活用事例を県のホームページ等で紹介している。また、木材に関する専門知識を持つアドバイザーを市町村に派遣等し、市町村の公共建築物を県産木材で建てていただく取組も実施している。坂戸市の保育所がときがわ町産の木材を使って建設中であり、そのような事例を増やすためアドバイザー等の派遣を中心に支援していく。

長峰委員

私有林人工林面積割合が55%に上がるが、今後も状況を見ながら60%への引上げ等の働き掛けが必要だと考えるがどうか。

森づくり課長

今後、森林環境譲与税が森林整備にどれぐらい使われているのか、不足しているのか、 木材利用にうまく利用されているのかなどについて注視しながら、必要に応じて国に働き 掛けていく。

石川委員

1 彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例について、趣旨に記載されている基金 活用事業の見直しとは、どのような内容か。

- 2 自動車税歳入額の割合を 1 0 0 分の 1.5 から、 1.0 にすることによる影響額はどれくらいか。
- 3 彩の国みどりの基金ビジョンの内容は変わるのか。また、変わる場合はどのように変わるのか。

森づくり課長

1 市町村が実施する里山平地林の整備に関する補助は、市町村が譲与税を活用して実施可能なため、基金を活用していた事業については令和5年度で廃止する。また、水源地域の森林の整備についても、原則は譲与税の活用となるが、山の森林は広大な面積であるため、市町村に配分された譲与税の8割を森林整備に使ってもなお市町村の財源が不足する場合には、引き続き基金を活用して実施していただく。譲与税は森林整備だけではなく、2割は木材利用や人材育成として市町村の裁量で活用することができる。しかし、譲与税の主目的は森林整備なので、森林整備に8割は使っていただきたいという願いを込めて、8割を森林整備に使ってもなお不足する場合は基金で調整するという仕組みにしている。

みどり自然課長

- 2 令和6年度の当初予算に計上した自動車税歳入額約827億円の0.5%に相当する 約4億円が減少額である。
- 3 今回の見直しは使途を変更するものではないため、現時点ではビジョンを変更する予 定はない。今後運用していく中で必要があれば見直しも進めていく。

石川委員

- 1 条例の一部改正により、身近なみどり市町村支援事業のみどりの再生に関する事業には影響しないのか。
- 2 彩の国みどりの基金ビジョンの中で針広混交林整備がうたわれているが、基金を活用 することで方針変更はないのか。

みどり自然課長

- 1 身近な緑の保全・創出の事業で市町村の緑化に対して補助金を支出しており、このうち森林環境譲与税が活用できる部分については補助対象から除外した。この影響額は約1.300万円を予定している。
- 2 針広混交林についても引き続き基金を活用して実施することを予定している。

飯塚委員

- 1 第55号議案について、脱炭素分散型エネルギー社会構築事業の埼玉版スーパー・シ ティープロジェクトで補助金の執行が見込みを下回った理由は何か。
- 2 鳥獣保護管理対策費について、業務委託の契約差金等により減額するとのことだが、 本年1月に本庄市児玉町で5人がイノシシに襲われて大変なけがを被った事例が発生 しており、様々な対策が必要だと思うが、今後どのような対策を講じるのか。

エネルギー環境課長

1 当初予定していた市町村事業について、国庫補助金の採択を受けたことや、事業の実施時期や内容が変更になったことにより見込みを下回ったものである。事業の進捗については、一部で市町村側の事業上の事情により変更が生じているが、おおむね予定どお

り実施されており、プロジェクト全体の進捗に影響は出ていない。

みどり自然課長

2 イノシシを含む狩猟鳥獣の有害鳥獣捕獲については、鳥獣保護管理法では知事の権限 であるが、本県では知事の権限に関する事務処理の特例に関する条例により全市町村長 に権限を委譲している。このため、住宅地などに出没したイノシシについては、市町村 が警察や猟友会と連携して追い払いや捕獲を実施する。県は、市町村が有害鳥獣捕獲で 捕獲したイノシシやニホンジカのデータを提供してもらうことに対して1頭当たり3. 300円の支出をする形で市町村の有害鳥獣捕獲を支援している。また、県では第2種 特定鳥獣管理計画を策定し、イノシシの生息状況の調査や捕獲の担い手である狩猟者の 育成などを行っている。市町村と連携した取組などにより、令和4年度のイノシシの推 定個体数は2.223頭で、平成30年度の4.060頭に比べて大幅に減らすことが できた。一方、今年度はイノシシの出没が大変多く、12月には所沢市で1人がけがを された。1月には、4人あるいは5人がけがをされ、県としても大変深刻に受け止めて いる。個体数を減らすことができても、様々な要因からイノシシが餌を求めて住宅地付 近に出没することを完全に防ぐことは難しいため、日頃からの備えを万全にする必要が ある。そこで県では、12月と1月の2回にわたり、各市町村に県内のイノシシによる 被害状況を周知するとともに、警察や猟友会との土日祝日も含めた連絡体制の確立や、 住民、学校等への注意喚起の徹底などについて文書で依頼した。また、イノシシに遭遇 した場合の注意事項をホームページで掲載し、県民に呼び掛けている。今後も市町村と 連携し、イノシシの個体数の適正な管理に努めるとともに、住宅地付近における出没時 の体制を整備して、県民の安心安全の確保に努める。

飯塚委員

- 1 埼玉版スーパー・シティープロジェクトについて、内容の変更とはどのようなものか。
- 2 鳥獣対策について、農林部や警察とも連携するなど環境部が統率して対応していく必要があると考えるがどうか。

エネルギー環境課長

1 当初、令和5年度の実施を予定していたものを、検討状況などに応じて、例えば、6年度や7年度に変えるなどスケジュールが変更となったものがあった。また、内容自体を見直して、例えば、一部だけ先に実施するなどの変更が生じて申請が出てこなかったものがあった。

みどり自然課長

2 クマ、イノシシ等の鳥獣は、人命に関わる危険な面があると考えている。市町村長に 権限を委譲しているが、広域行政体として県ができることはしっかりと対応する。特に、 実際に出没した際の警察や猟友会との速やかな連携は非常に重要なため、環境部が中心 となり連絡体制の確立を図っていきたい。また、イノシシやクマが人里に下りてくるこ とについて、環境整備も含めてどうすれば避けることができるのかも研究するほか、必 要に応じて市町村職員を対象にした研修なども実施しながら被害防止の取組に努める。

荒木委員

1 彩の国みどりの基金条例の一部を改正する条例について、来年度から森林環境税として日本国内に住所を有する個人に対し1人当たり年間1,000円が徴収されることに

なるが、低所得者や生活保護受給者などに対しての減免措置はあるのか。また、減免措置がある場合、森林環境譲与税として配分される額に影響はあるのか。

2 補正予算の事業活動地球温暖化対策費について、昨年2度の補正予算で増額をしたが、 今回約5.200万円の減額となる理由は何か。

森づくり課長

1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく制度で非課税という措置があり、 一つ目は生活保護法の規定により生活扶助その他これに準ずるものとして扶助を受け ている方、二つ目は障害者、未成年者、寡婦又は1人親の方、三つ目は前年の合計所得 金額が政令で定める金額以下の方が対象である。免除措置も同法で規定されており、震 災、風水害、落雷、火災その他に類する災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を 受けた方、失業又は廃業により収入が著しく減少したことその他の政令で定める特別の 事由により、納付が困難とされる方などが対象である。譲与税の配分基準は人工林面積 等によるため、非課税や免除となる方の数による影響はない。

温暖化対策課長

2 補正額約5, 200万円のうち約1, 000万円は別の省エネ診断事業等で発生した もので、補助金の減額は約4,000万円である。交付決定後に対象外であることが分 かったものや、事業者が事業を取りやめたもの、同時期に補正予算で補助制度を実施し た関係で一部のメニューについて見込みを下回ったものがあり、減額が生じた。

荒木委員

事業活動地球温暖化対策費について、当初予算では補助率が3分の1だったのに対し補 正予算では2分の1になっている。当初予算の設定のハードルが高かったため申請する法 人が少なかったということか。

温暖化対策課長

当初予算について、三つのメニューのうち二つについては見込程度の申請があった。上限500万円という設定は当初予算も補正予算も同じであるため、1,500万円以上の事業を実施する場合は、当初予算でも補正予算でも補助額は同じとなり、当初の補助金を選ぶ事業者もいた。2分の1の補助の方が魅力的で利用が進む面はあるが、3分の1の補助でも毎年継続的に補助を行っているため、上手に活用している事業者もいる。

小川委員

- 1 補正予算のふるさとの川再生戦略推進費について、減額はもったいないと思うが、市町村や住民へのPR、周知は十分にできたのか。
- 2 鳥獣保護管理対策は猟友会や市町村と連携を密にしていくとのことだが、実際に対処するのは猟友会である。猟友会の育成について、県がもっと力を入れる必要があると思うが、例えば、会員が年々減少していることに対して、どのような対策を講じるのか。

水環境課長

1 市町村会議で制度の説明をしているほか、毎月執行状況を確認する中で周知している。 住民には、補助申請の窓口である市町村から、ホームページや広報紙、戸別訪問のほか 事業者の説明などにより周知していると聞いている。

みどり自然課長

2 鳥獣被害の防止に当たり猟友会の果たす役割は非常に大きいため、猟友会の育成はしっかり実施する。具体的には、狩猟者を増やしていくことが重要であるため、試験回数を増やしたり試験前に事前講習を行ったりしている。また、狩猟免許を取っても単独では猟に行きにくいという方に対しての研修も実施している。初級者研修では、猟友会の方に講師になっていただき、フリーディスカッションの時間を設けてベテランの方との交流も図っているほか、免許を取って日の浅い方と猟友会のベテラン狩猟者による共同捕獲研修も実施している。猟友会とのつながりを作り会員になっていただくような仕組みを今後も続けていく。

小川委員

- 1 行政からの説明だけではなく、施工業者が営業活動の一環として積極的に使用者に働き掛けることも必要だと思うがどうか。
- 2 猟友会では高齢化が進んでおり、若手の確保が重要な課題である。入り口として狩猟 免許の取得があると思うが、土日の研修会について積極的に若い方たちにPRすること や、市町村職員、農協職員に特化したPRは考えられないのか。

水環境課長

1 施工業者による営業などは有効的だと考えている。市町村からは、施工業者の総会等で説明しているほか、施工業者が個別具体な営業活動を行っていると聞いている。今後も市町村に周知等をして有効活用を図る。

みどり自然課長

2 狩猟免許を受けやすくするための様々な工夫をしており、より効果的にするためにPRも更に行いたい。最近はジビエの人気があり、若い方の狩猟に対する関心が高まっていると感じている。こういったことを機に、更に指導者を増やすようなPRに努める。 市町村職員や農協職員に対してのPRについても検討する。

【付託議案に対する質疑(農林部関係)】

長峰委員

補正予算について、補正額が大きい事業が複数見られるが、どのような内容か。また、 補正後の予算で当初の事業目的が達成されるのか。

農業政策課長

最も額が大きいのは林業・木材産業構造改革事業費で、公共事業ではないが国庫補助を活用している。減額が生じた理由は大きく二つあり、一つ目は現場からの要望や内容が当初の見込みを下回ったものである。現場の実態に応じた計画で進めているため取り組む内容に大きな支障はない。二つ目は、国に要望したが採択されなかったものである。適用可能な別の制度を活用し予定どおり実施しているほか、事業計画を一部見直した上で再度国に要望する予定であるため現時点で大きな影響はない。また、ほ場整備事業や農地防災事業は国庫補助の公共事業であるが、各都道府県から国への要望が多く、結果として本県への割当てが要望額を下回った。割当額に応じて事業計画を見直すほか、内容によっては国の経済対策に基づく補正予算も活用して進捗を図っている。

石川委員

補正予算の水産研究所費について、予算の約4割強が減額されているが、どのような内容か。

生産振興課長

水産研究所敷地内の2か所の屋外トイレについて、工事の予算を計上していたが、来場者の利便性等を考えた結果、2か所同時に工事を行うことが難しくなったため、令和5年度に1か所、6年度に1か所を工事することになったものである。

【付託議案に対する討論】

なし